

長崎県スポーツコミッショントリニティ合宿拠点づくり推進事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 長崎県スポーツコミッショントリニティ(以下、「コミッショントリニティ」という。)は、地域の「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりを推進するため、スポーツ合宿等の誘致や定着化に向け、県内においてスポーツ合宿を実施するチーム及び団体等(以下「団体」という。)に対して、予算の定めるところにより、長崎県スポーツコミッショントリニティ合宿拠点づくり推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、この補助金実施要綱(以下、「実施要綱」という。)の定めるところによるほか、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下、「規則」という。)及び長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の規定を準用する。

(補助の対象及び補助率等)

第2条 補助の対象となる経費(以下、「対象経費」という。)、補助率、補助金額の範囲及び補助対象者等は、別表のとおりとする。

- 2 補助金は、団体単位で交付する。ただし、同一目的・同一期間で、複数団体で実施する合同合宿等については、これを1団体とみなし、合同合宿等を主催する代表者へ交付することができるものとする。
- 3 県内に本拠地を有する補助対象者が実施するスポーツ合宿は、補助の対象外とする。ただし、県内に本拠地を有する補助対象者が、離島地区でスポーツ合宿を実施する場合は、この限りでない。
- 4 本事業適用終了後、翌年度からは、同じ補助対象者への補助は原則として、対象外とする。
- 5 補助金額の算定にあたっては、対象経費に対して別財源による収入がある場合、補助額からその収入額を控除した額を補助額とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の対象としない。ただし、長崎県スポーツコミッショントリニティ会長(以下、「会長」という。)が特に必要があると認めるときは、この限りではない。
 - (1) 興行及び営利を目的とするもの
 - (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
 - (3) 国又は地方公共団体が主催するもの
 - (4) 各県持ち回りで行われるもの(一定の順序で開催されているもの等)
 - (5) 練習地と宿泊地が同一市町でないもの
 - (6) スポーツ活動が主目的でないもの
 - (7) スポーツ活動の実績が確認できない団体が実施するもの
 - (8) 団体との関係性が認められない参加者
 - (9) その他会長が不適当と認めるもの

(事業の認定)

第3条 補助金の適用を受けようとする補助対象者は、事業認定申請書(様式第1号)により合宿開始日の20日前までに申請を行うものとする。

- 2 前項による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) その他会長が必要と認める書類(行程表、参加者名簿、過去1年間の大会成績がわかる書類等)
- 3 コミッショントリニティは第1項の規定により申請があった場合、速やかに審査を行うものとし、採択する事業については、事業認定通知書(様式第4号)を補助対象者あて送付するものとする。
- 4 補助事業等に要する経費配分の変更又は補助事業等の内容を変更する場合は、事前に協議のうえ、コミッショントリニティへ報告を行うこと。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。

(交付の申請及び請求)

第4条 前条第3項の事業認定の通知を受けた者は、交付申請書兼請求書(様式第5号)により交付の申請及び請求を行うものとする。

2 前項による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(様式第6号)
- (2) 収支精算書(様式第7号)
- (3) 補助対象経費の算定根拠となる書類の写し
- (4) 合宿の行程表(移動手段、日程、実施内容等が記載されたもの)
- (5) アンケート調査表
- (6) その他会長が必要と認める書類

3 申請書の提出期限は、事業完了後30日以内もしくは事業の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 コミッショニは、前項の申請があったときは、内容を審査したうえで必要と認められる場合に、予算の範囲内において補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助対象者に通知する。この場合の様式は、補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(雑則)

第6条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この実施要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附則 この実施要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附則 この実施要綱は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

附則 この実施要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附則 この実施要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

別表(第2条関係)

対象経費	補助率又は限度額・期間	補助対象者
<p>補助対象者がスポーツ合宿を県内で実施するために要する経費の内、合宿を実施する市町までの往復交通費と、同一市町における宿泊費</p> <p>(1) 交通費は、団体の本拠地(主要練習拠点又は所在地等)を起点とする最寄りの新幹線駅又は空港から現地(宿泊所又は練習会場)までの往復移動経費とし、陸送の場合、車両の借上料、有料道路代の経費を対象とする。</p> <p>ただし、宿泊所から練習会場までの往復交通費及びグリーン車等の座席の特別料金は対象外とする。</p> <p>(2) 宿泊費は、1人1泊あたり 10,000 円を上限とする。</p> <p>ただし、昼食代、歓迎会・懇親会名目の食事代は、対象外とする。</p>	<p>対象経費の 1/2 以内(備考①)</p> <p>(1) 1団体につき 1,000 千円を限度とする。</p> <p>(2) 交付対象となる期間は、連続する3年間(1回／年)までとする。(備考②)</p>	<p>本拠地を県外(国外を含む。また、離島地区で合宿を実施する場合は、同一自治体外とする)とする大学(短大、サークル・同好会は除く)、実業団相当の社会人クラブチーム、実業団及びプロ等のスポーツ団体。</p> <p>なお、本拠地を国外とする団体が補助対象者の場合に限り、旅行会社等を介して補助金の申請、受領等を行うことができる。</p>
<p><スポーツ合宿等の拠点づくりに加え、県立施設の有効活用及びイメージアップを図る事業></p> <p>スポーツ合宿の実施に伴い、補助対象者が施設使用料の減免を行った場合の当該使用料</p>	<p>10/10(コミッショナーフィー負担)</p> <p>(1) 誘致した1団体につき、300 千円を限度とする。</p> <p>(2) 交付対象となる期間は、連続する3年間(1回／年)までとする。(備考②)</p>	県立施設の指定管理者

※補助上限額、補助対象者は長崎県スポーツコミッション・県・受入市町の三者協定により、上記の範囲内で別に定めることができる。

<備考>

① 対象経費の負担

この補助金の財源については、県と各市町(市町を構成員とする実行委員会等を含む)が1対1の割合で負担するものとし、双方が予算の範囲内において、負担可能な額の低い方の額を各自の負担額とする。

② 交付の対象となる期間

当該団体が合宿を実施した年度から起算して連続した期間を、年度を単位として通算する。補助事業が終了した場合、終了年度の翌年度からは、原則当補助制度の対象団体としない。